

岩手県選挙管理委員会告示第13号

平成23年1月12日開催された岩手県選挙管理委員会において次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により委員長が選挙され、及び同条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員が指定された。

平成23年1月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

委員長		委員長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
盛岡市加賀野四丁目9番13号	八木橋 伸之	盛岡市箱清水一丁目6番17号	大隅 英喜